「MagicConnect」ASP サービス契約約款

実施　2014 年 7 月 18 日
エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社

第１章 総則

第１条 約款の適用

１　当社は、「MagicConnect」ASP サービス契約約款を定め、これにより「MagicConnect」ASP サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。

２　本約款は、当社、第３条（用語の定義）に規定する契約者（申込者）、アカウント管理者、利用者、代理店に適用されます。

第２条 約款の変更

当社は、契約者（申込者）、アカウント管理者、利用者、代理店の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合には、「MagicConnect」ASP サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第３条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の定義

用語	用語の定義
契約者（申込者）	当社と本約款に基づき、「MagicConnect」ASP サービス契約を締結した法人、公共機関、個人。契約者（申込者）は、当社が送付するユーザアカウント等（対象機器用ソフトウエア、操作 PC 用ソフトウエア、取扱説明書、中継管理サーバ URL、ユーザ ID とパスワードなど）を管理するアカウント管理者を一名指名する。
ユーザ ID	「MagicConnect」ASP サービスを利用する際に必要な ID。

アカウント管理者	契約者（申込者）によって指名され、当社が送付するユーザアカウント等に関する管理を行う者。契約者（申込者）が個人の場合、アカウント管理者は契約者（申込者）とする。
利用者	「MagicConnect」ASP サービスを利用する者。
中継管理サーバ URL	その URL にアクセスすることで「MagicConnect」ASP サービスを利用できる。
自営端末設備	利用者が自己の責任で用意する「MagicConnect」ASP サービスを利用するための PC などの設備。
「MagicConnect」中継管理サーバ設備	「MagicConnect」ASP サービスを提供するために当社が運用する設備。サーバ機器、インターネットまで接続するネットワーク機器とそのネットワーク、ソフトウエアからなる。
最初の契約期間	「MagicConnect」ASP サービスの提供を開始した日から本約款 第３章第１３条（契約期間）に記述された契約満了までの期間。
延長契約期間	最初の契約期間満了後、自動的に延長された本約款 第３章第１４条（契約の自動延長）に記述された契約の期間。
付加価値税相当額	品物やサービスの消費に際して課せられる税金の額。
代理店	当社が指定した本サービスの販売代理店。当社は、利用者に対し、料金支払い先として、代理店を指定することができる。

第２章 「MagicConnect」ASP サービス

第４条 「MagicConnect」ASP サービスの内容

1　「MagicConnect」ASP サービスは、当社がインターネット上で運用する「MagicConnect」中継管理サーバ設備を用いて契約者（申込者）に対し提供する VPN サービスです。本契約により、契約者（申込者）には、当社が運用する「MagicConnect」中継管理サーバ設備へインターネットを通じて接続し、VPN サービスを受ける権利が提供されます。

2　契約者（申込者）は、加入申し込み時に当社が発行するユーザアカウント等を管理するアカウント管理者を指名します。契約者（申込者）が個人の場合、アカウント管理者は契約者（申込者）とします。

3　利用者は、アカウント管理者より提供される、対象機器用ソフトウエアと操作 PC 用ソフトウエアにユーザ ID 及びパスワードを入力し、中継管理サーバ URL にアクセスすることにより、VPN サービスを利用できるようになります。VPN サービスの利用を終了する場合は、ソフトウエアを終了します。

第３章 契約

第５条 契約申込の方法

「MagicConnect」ASP サービス契約の申込みをするときは、契約者（申込者）はアカウント管理者を指定し、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。なお、当社所定の契約申込書は、Web の入力フォームの場合があります。

第６条「MagicConnect」ASP サービス契約申込の承諾

1　当社は、「MagicConnect」ASP サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。当社が契約者（申込者）に対し、提供開始日を記載した「MagicConnect」サービス提供開始通知書を送付し、契約者（申込者）に到達したことにより、「MagicConnect」ASP サービス契約は成立します。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その「MagicConnect」ASP サービス契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期することがあります。当社の承諾をもって、「MagicConnect」ASP サービス契約が成立します。

（１） 予期せぬ事情により、新規「MagicConnect」ASP サービス契約を提供することが技術上著しく困難になったとき。

（２）「MagicConnect」ASP サービス契約の申込みをした者が過去において「MagicConnect」ASP サービスの料金の支払いを現に怠り、又は今後怠るおそれがあるとき。

（３） その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3　前項に従い、当社が「MagicConnect」ASP サービス契約の申込みを承諾しない場合はその理由を、承諾を延期する場合はその理由と承諾時期見込みを、契約者（申込者）に通知します。

4　今後、当社が「MagicConnect」ASP サービス契約に基づき、契約者（申込者）に対して行う通知は、第１２条（契約の単位）の基本契約の申込書に記載された契約者（申込者）の住所地に送付されます。

第７条 サービス提供開始通知書等の送付

1　当社は、「MagicConnect」ASP サービス契約の申込みを承諾した場合は、提供開始日を記載した「MagicConnect」サービス提供開始通知書を送付します。

2　「MagicConnect」サービス提供開始通知書の送付にあわせて、「MagicConnect」ASP サービス利用キット（対象機器用ソフトウエア、操作 PC 用ソフトウエア、取扱説明書、中継管理サーバ URL、契約数分のユーザ ID とパスワードなど）を送付します。

第８条 アカウント管理者及び利用者への本約款の適用

契約者（申込者）は、アカウント管理者及び利用者が本約款及び「MagicConnect」ASP サービス契約上の一切の義務を遵守することを保証する責任を負います。

第９条 契約者（申込者）及びアカウント管理者の管理義務

1　契約者（申込者）及びアカウント管理者は、ユーザアカウント等が不正に利用されないよう、利用者の管理義務を含む管理責任を負うものとします。

2　契約者（申込者）及びアカウント管理者が前項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も当社は一切責任を負わないものとします。

3　契約者（申込者）及びアカウント管理者は、ユーザアカウント等が不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第１０条 利用者の管理義務

1　利用者は、対象機器用ソフトウエア、操作 PC 用ソフトウエア、取扱説明書、中継管理サーバ URL、ユーザ ID 及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。

2　利用者は、ユーザ ID に付属するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとするなど、パスワードが盗用されないよう十分な注意を払うこととします。また、VPN サービスの利用を終了する場合、第４条（「MagicConnect」ASP サービスの内容）３項に規定する手順を守ることとします。

3　利用者が第１項、第２項の義務を怠ったために契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者に発生したいかなる損害についても当社は一切責任を負わないものとします。

4　その他、利用者は、本約款及び「MagicConnect」ASP サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

第１１条 契約の種別

「MagicConnect」ASP サービスのサービス種別は、「法人／公共機関向け」、「個人向け」の２つ

となります。但し、「個人向け」の新規申込みは受け付けていません。

第１２条 契約の単位

契約は、「MagicConnect」ASP サービス申込み時に、別途規定する最小アカウント数以上の契約を締結する基本契約、および、基本契約締結後の任意の時期に、前記基本契約に任意数のアカウント追加を行う追加契約から構成されます。前記基本契約と前記追加契約をあわせて、一つの契約単位とみなします。

第１３条 契約期間

基本契約、追加契約の最小契約期間は、それぞれの契約において「MagicConnect」ASP サービスの提供を開始した日から起算し、１年後の月末までとなります。この期間のことを「最初の契約期間」と呼びます。

第１４条 契約の自動延長

「最初の契約期間」満了後の基本契約は、当該満了日の７日前までに契約者（申込者）から解約のお申し出が無い限り、１年を単位に自動更新されます。

「最初の契約期間」満了後の追加契約は、当該満了日の７日前までに契約者（申込者）から解約のお申し出が無い限り、満了日の翌月～基本契約の満了月を単位に自動更新されます。

この期間のことを「延長契約期間」と呼びます。

第１５条 契約に基づく権利の譲渡の禁止

契約者（申込者）は、「MagicConnect」ASP サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第１６条 契約者（申込者）の地位の承継

相続又は法人／公共機関の合併により契約者（申込者）の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人／公共機関若しくは合併により設立された法人／公共機関は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第１７条 契約者（申込者）の氏名、住所等の変更

1　契約者（申込者）は、その氏名、法人／公共機関名、部課名、電話番号、FAX 番号、住所、アカウント管理者の氏名やメールアドレスに変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2　第１項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3　契約者（申込者）の住所等が変更された場合は、当社の契約者（申込者）に対する通知は、変更された住所に対して送付されるものとします。第１項の届出なく住所が変更された場合は、当社は旧住所に通知を行ったことに基づき、契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第１８条 解約申込

1　契約者（申込者）は本契約を契約期間満了日をもって解約することができます。解約をするときは、契約期間満了日の７日前までに、当社所定の書面を当社に提出していただく必要があります。
なお、契約期間満了日以前の月末をもって解約することも可能です。解約をするときは、前記の解約希望月末の７日前までに、当社所定の書面を当社に提出していただく必要があります。この場合、解約月の翌月１日～契約期間満了日の期間の使用料の払い戻しはありません。

2　解約申込書が、契約期間満了日の７日前までに、もしくは、契約期間満了日以前の解約希望月末の７日前までに、当社に到達した場合、当該の「MagicConnect」ASP サービス契約は契約期間満了日、もしくは、契約期間満了日以前の解約希望月末で解約されるものとし、契約者（申込者）は「MagicConnect」ASP サービスを受けることができなくなります。

3　「MagicConnect」ASP サービス契約が解約された場合でも、契約者（申込者）、アカウント管理者、利用者は、「MagicConnect」ASP サービスを受けるに当たって当社から送付されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。

4　「MagicConnect」ASP サービス契約が「個人向け」の場合、初期無償解約期間（10 日間；利用キットの弊社発送日～返送元発送日までの期間）の解約では、利用キットを弊社に返送していただくことで、本契約を解約することができます。利用キットの返送費用は、返送元負担となります。なお、返送された利用キットに損傷が認められた場合は、損害金（第２７条（料金）第１項に記載の初期費用に付加価値税相当額を加算した額）が課せられる場合があります。この場合、契約者（申込者）は損害金を当社に支払う義務を負います。

第１９条 対象機器用ソフトウエアと操作 PC 用ソフトウエアの使用

１　利用者は、別紙記載の「MagicConnect」ソフトウエア使用許諾契約書に従い、対象機器用ソフトウエアと操作 PC 用ソフトウエアの使用が許諾されます。

２　別紙記載の「MagicConnect」ソフトウエア使用許諾契約は、利用者が対象機器用ソフトウエアを自営端末設備にインストールした時点、もしくは操作 PC 用ソフトウエアにユーザ ID 及びパスワードを入力した時点で成立します。

３　利用者は、「MagicConnect」ソフトウエア使用許諾契約記載の各条項を遵守するものとします。

第２０条 利用時間

本サービスを利用できる時間は、「常時」、とします。ただし、第６章第３４条（「MagicConnect」ASP サービス提供の中止）に定める場合を除きます。

第２１条 利用時間の測定と計算

「MagicConnect」ASP サービスに、月毎の利用時間の制限はありません。

第２２条 利用に係る契約者（申込者）の義務

１　契約者（申込者）は、本約款に定める他の条項に加え、次の行為を行わないものとします。

（１） 当社が「MagicConnect」ASP サービス提供のために運用する「MagicConnect」中継管理サーバ設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みること。

（２） 大量ファイルの転送、映像等マルチメディアデータの送受信など、当社が「MagicConnect」ASP サービスを円滑に提供することを妨げる行為。

（３） 当社の「MagicConnect」ASP サービスの信用を毀損する行為。

（４） 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。

（５） 公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での「MagicConnect」ASP サービスの利用。

（６） 「MagicConnect」ASP サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。

（７） その他、弊社が不適切と判断する行為。

2　契約者（申込者）は、アカウント管理者及び利用者にも、前項の禁止規定を遵守させるものとします。

3　契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者が、１項および２項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、契約者（申込者）は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

第２３条 当社が行う利用の停止

1　当社は、契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者が次のいずれかに該当するときは、その「MagicConnect」ASP サービスの利用停止等の措置を行うことができます。この場合、使用料の払い戻しはありません。

（1）　契約者（申込者）が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（2）　契約者（申込者）、アカウント管理者、及び利用者が、第２２条（利用に係る契約者（申込者）の義務）の規定に違反したとき。

（3）　前２号のほか、この約款の規定に反する行為であって、「MagicConnect」ASP サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の「MagicConnect」中継管理サーバ設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2　当社は、前項の規定により「MagicConnect」 ASP サービスの利用停止をするときは、あらかじめ代理店販売の場合は代理店に、以外の販売の場合は契約者（申込者）もしくはアカウント管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第２４条 当社が行う契約の解除

1　当社は、第２３条（当社が行う利用の停止）の規定により利用停止をされた契約者（申込者）が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。この場合、使用料の払い戻しはありません。

2　当社は、契約者（申込者）が、第２３条（当社が行う利用の停止）各項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、「MagicConnect」ASP サービスの利用停止をしないで、直ちに「MagicConnect」ASP サービス契約を解除することができます。この場合、使用料の払い戻しはありません。

3　当社は、その「MagicConnect」ASP サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ代理店販売の場合は代理店に、以外の販売の場合は契約者（申込者）にそのことを通知します。ただし、通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から５日経過した時点で、「MagicConnect」ASP サービス契約は解除されるものとします。

第２５条「MagicConnect」上でのアプリケーション利用

１　利用者は、「MagicConnect」上でアプリケーションを利用することが当該アプリケーションプログラムのライセンス条項に違反しないことを良く確認のうえ、利用する義務を負います。

２　利用者は、利用者が当該アプリケーションを使用したことにより起因する対象プログラムライセンスに関わる如何なる問題に関しても、利用者単独でその責任を引き受けることに同意するものとします。

第４章 料金等

第２６条 料金の支払義務

契約者（申込者）は、本約款に基づき、料金などの支払い義務を負います。

第２７条 料金

１　料金には、初期費用（発行アカウントが USB キー付の場合は最初の USB キー代を含む）、オプション工事費、使用料があります。なお、サービス提供開始日より１年の間における USB キーの隠れた瑕疵を原因とする故障以外の USB キー再発行では、初期費用が発生します。

２　第１２条（契約の単位）に規定する「基本契約」と「追加契約」のサービス提供開始月の使用料は、無償となります。

第２８条 料金等の請求と支払い

１　第１１条（契約の種別）に規定する「法人／公共機関向け」ASP サービスの基本契約と追加契約の初期費用、オプション工事費、最初の契約期間（最小契約期間）の年間使用料は、利用キット納品時に請求します。なお、サービス提供開始月の使用料は、第２７条（料金）第２項によります。

２　第１１条（契約の種別）に規定する「法人／公共機関向け」ASP サービスの最初の契約期間（最小契約期間）後の年間使用料は、使用料支払済みの契約期間が満了する月末頃に請求します。なお、追加契約の２回目の使用料請求は、追加契約の３回目以降の使用料請求期間を基本契約の期間に一致させるため、「追加契約の最初の契約期間満了月の翌月～基本契約の契約期間満了月」の期間に対し行います。

3　第１１条（契約の種別）に規定する「法人／公共機関向け」ASP サービスの契約者（申込者）は、当社が請求書を発行した日から４５日以内に請求書に記載する当社指定の支払方法により支払いを済ませることとします。なお、振込み手数料は、契約者（申込者）が負担するものとします。

4　第１１条（契約の種別）に規定する「個人向け」ASP サービスの基本契約と追加契約の初期費用、オプション工事費、最初の契約期間（最小契約期間）の年間使用料は、初期無償解約期間経過後に、請求します。なお、サービス提供開始月の使用料は、第２７条（料金）第２項によります。

5　第１１条（契約の種別）に規定する「個人向け」ASP サービスの基本契約と追加契約の最初の契約期間（最小契約期間）後の年間使用料は、使用料支払済みの契約期間が満了する月末頃に請求します。

6　第１１条（契約の種別）に規定する「個人向け」ASP サービスの契約者（申込者）は、クレジットカード決済により支払いを済ませることとします。

第２９条 支払い先の指定

当社は契約者（申込者）に対し、当社が指定した代理店を料金支払い先として指定することがあります。この場合は、契約者（申込者）は指定の代理店が指定する方法で支払いをすることとします。

第３０条 付加価値税等

契約者（申込者）は、請求書に記載の初期費用、オプション工事費、使用料に、付加価値税相当額を加算した額をお支払いいただくことになります。

第５章 割増金及び延滞利息

第３１条 延滞利息

契約者（申込者）は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して１０日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第６章 運用保守

第３２条 当社の「MagicConnect」中継管理サーバ設備運用義務

1　当社は、「MagicConnect」中継管理サーバ設備規模が、天災、戦争、その他の非常事態以外の利用時において、不足とならないように努力します。

2　当社は、「MagicConnect」中継管理サーバ設備に障害を生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

第３３条 免責事項

1　利用者の自営端末設備から「MagicConnect」中継管理サーバ設備までの IP パケット伝送特性あるいは IP パケット伝送品質によっては「MagicConnect」ASP サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。

2　「MagicConnect」中継管理サーバ設備が、天災、戦争、その他の非常事態や当社が予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、「MagicConnect」ASP サービスを利用できない、あるいは、データ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

3　当社は、利用者が「MagicConnect」ASP サービスで行う通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行いません。

第３４条 「MagicConnect」ASP サービス提供の中止

1　当社は、次の場合には、その「MagicConnect」ASP サービスの提供を中止することがあります。

（1）　当社の「MagicConnect」中継管理サーバ設備及び「MagicConnect」ASP サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。

（2）　天災、戦争、その他の非常事態により「MagicConnect」ASP サービスの提供が困難となったとき。

（3）　公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、「MagicConnect」ASP サービスの提供が困難となったとき。

2　当社は、前項の規定により「MagicConnect」ASP サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことをアカウント管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

3　当社は、「MagicConnect」ASP サービスの中止に基づき、契約者（申込者）が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第３５条 責任の制限

1　当社は、第３４条（「MagicConnect」ASP サービス提供の中止）に定める場合を除いて、「MagicConnect」ASP サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その「MagicConnect」ASP サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、120 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者（申込者）の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、「MagicConnect」ASP サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する日割り計算したその「MagicConnect」ASP サービスに係る料金を損害とみなし、その額に限って賠償します。

3　当社は、前項に定める金額以上の損害が契約者（申込者）、利用者等に発生した場合でも、前項に定める金額を越えて責任を負いません。

第３６条 契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者の維持責任

契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者は、「MagicConnect」 ASP サービスの提供に支障を与えないために、自営端末設備や自営電気通信設備が正常に稼動するように維持するものとします。

第３７条 契約者（申込者）の切分責任

1　利用者は、「MagicConnect」ASP サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がなく、「MagicConnect」中継管理サーバ設備までの IP パケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に試験の請求をしていただきます。

2　当社は、前項の試験により当社が設置した「MagicConnect」中継管理サーバ設備に故障がないと判定した場合において、契約者（申込者）の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者（申込者）にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に付加価値税相当額を加算した額とします。

第７章 雑則

第３８条 他ネットワーク接続

「MagicConnect」ASP サービスの取り扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款により制限されることがあります。

第３９条 アカウント管理者への通知

１　当社は、次の事由が生じたときはその旨を当社に登録されているメールアドレスを利用してアカウント管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（１） 本約款の変更

（２） 利用時間の変更

（３） 利用料金の変更

（４） 第３４条に記載の「MagicConnect」ASP サービス提供の中止

（５） その他当社が必要と認めた事項

２　契約者（申込者）は、当社に登録されているアカウント管理者のメールアドレスに変更があった場合は、遅滞なく当社まで連絡するものとします。

第４０条 準拠法

「MagicConnect」ASP サービス契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第４１条 紛争の解決

１　「MagicConnect」ASP サービス契約について契約者（申込者）、アカウント管理者及び利用者と当社の間で問題が生じたときは、契約者（申込者）と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。

２　協議による解決を図ることができない場合、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁によって解決されるものとし、使用する言語、法律は、日本語および日本国法とします。

Copyright © 2014 NTT アイティ株式会社（NTT-IT CORPORATION）